

○届出の概要（法第3条第7項関係）

1 届出の対象となる行為

法第3条第1項のただし書きに係る確認を受けた調査義務が一時的に猶予されている土地において、土地の所有者等は、当該土地の形質の変更を行う場合には、あらかじめ都道府県知事に届出をする必要があります。

届出の対象となる行為は、土地の形質の変更であって、その部分の面積の合計が900㎡以上となる行為です。

「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、いわゆる掘削と盛土の別を問わないこととされています。ただし、土地の形質の変更が盛土のみである場合には、届出は不要です。（法第4条第1項と同様の考え方）

当該届出が提出された場合、法第3条第8項に基づき、必ず土壤汚染状況調査及びその結果の報告に係る調査命令を受けるとなります。

2 届出者

届出の義務を負う者は、「土地の所有者等」になります。

3 届出の期限

土地の形質の変更に際し、あらかじめ提出することとなっていますが、その後の調査命令により行う土壤汚染状況調査に相当の期間を要することから、土地の形質の変更の予定日より充分前に届出書を提出してください。

4 届出書の提出後の流れ

法第3条7項に基づく土地の形質の変更の届出書を提出した場合、当該土地は有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であることから、必ず法第3条第8項に基づく調査命令が発出されます。そのため、土地の所有者等は土壤汚染状況調査及びその結果を報告する義務が課せられることとなります。

なお、法第3条第8項の調査命令に対して、土地の形質の変更を計画的に実施する観点等から当該命令が行われる前に指定調査機関に法第3条第1項の環境省令で定める方法により調査をさせた結果が提出された場合であって、当該調査以後に新たな汚染のおそれがないときは、当該調査の結果を当該命令に基づく調査の報告に利用することができます。

また、当該命令に基づき調査が行われたことをもって法第3条第1項本文の調査義務が果たされるものではなく、ただし書の確認が取り消された場合には、改めて土地の所有者等は土壤汚染状況調査及びその結果の報告を行う必要があります。

(記載例)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

東三河総局長
 県民事務所長 殿
 市 長

郵便番号 ○○○—○○○○
 住所 ○○市○○町○○
 氏名 ○○株式会社
 (名称及び代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○)

該当しないものについては、
 取り消し線を引いてください。

届出者

第3条第7項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次の
 第4条第1項

とお届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	○○市○○町○○番 始め○○筆 (別紙1のとおり)
土地の形質の変更の場所	別紙図面のとおり
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	面積：4,450 m ² 深さ：1.0～2.0m
土地の形質の変更の着手予定日	○○年○○月○○日
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 ○○株式会社○○工場
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	○○市○○町○○番 始め○○筆 (別紙2のとおり)
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称
	有害物質使用特定施設の種類の種類
	有害物質使用特定施設の設置場所
	特定有害物質の種類

記載できない場合は代表地番を記載し、別紙に一覧を記載

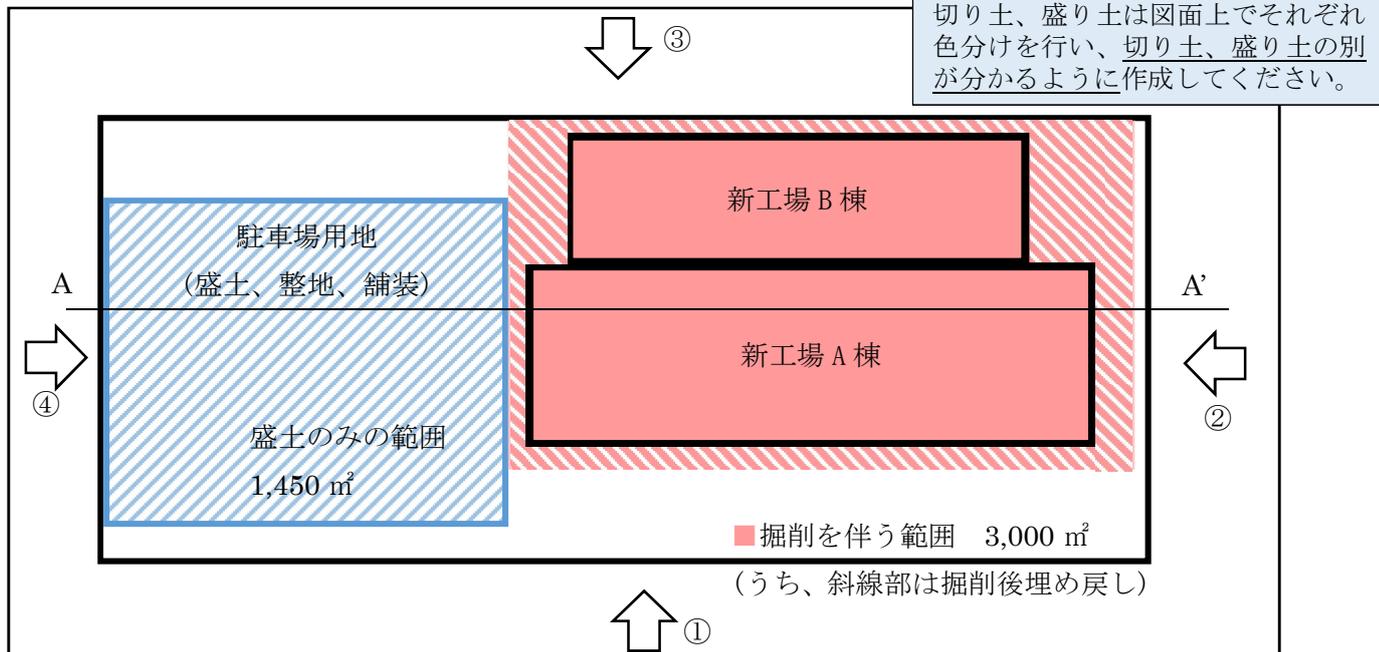
工事の準備期間等は含めず、実際に土地の形質変更を行う日付を記載

該当がないものについては、斜線を引いてください。

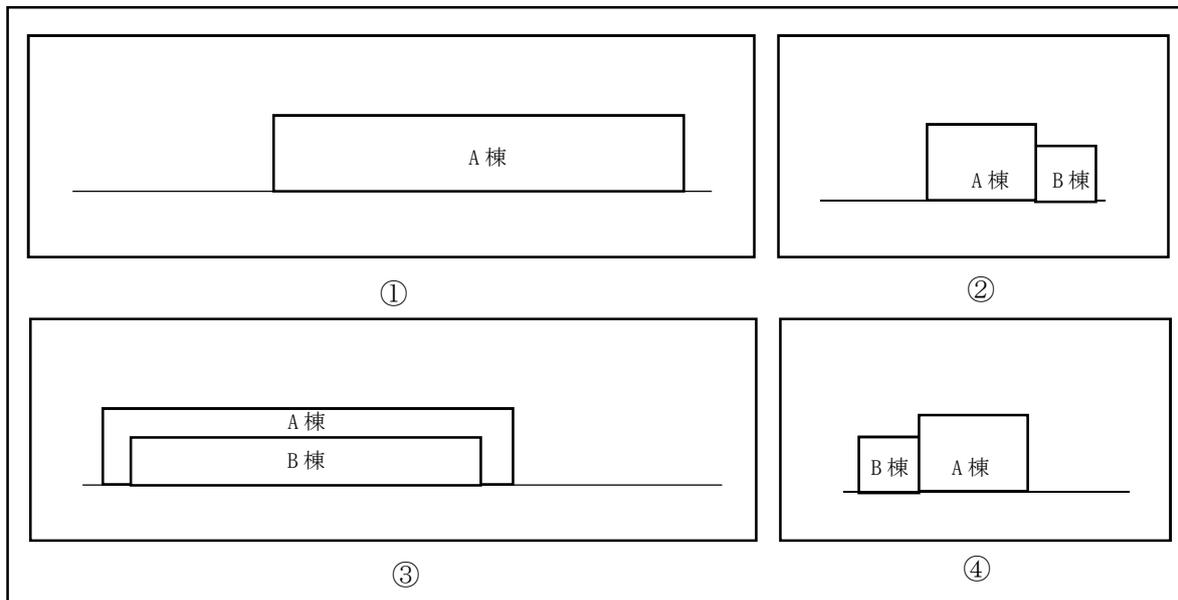
添付書類

- 1 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 2 土地の形質の変更の範囲の地番がわかる図面（盛土・掘削がわかるもの）

1 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図



立面図



断面図

